

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」における適用時期の記載

【本文】

．適用時期

323. 本適用指針は、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する（企業結合会計意見書 四）（事業分離等会計基準第 57 項参照）。

【結論の背景】

適用時期

- ・ 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準の適用時期は、事業年度を基準とし、平成 18 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用することになるが、会社法は、事業年度にかかわりなく、企業結合日又は事業分離日が会社法施行日以後の企業結合又は事業分離について適用される。このため、以下の期間における企業結合又は事業分離等に係る会計処理は、次のようになると考えられる。

(1) 平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度のうち、会社法施行期日前の期間（会社法適用前期間）における取扱い

企業結合日又は事業分離日が会社法適用前期間となる企業結合又は事業分離等に係る会計処理については、旧商法に定める範囲内で企業結合会計基準又は事業分離等会計基準を適用することとなる。

なお、例えば、企業結合会計基準に従ってのれんを計上し、その償却期間を 20 年以内の期間として償却を行うことは、当該償却を行う時点において会社法が施行されている場合には、認められるものと考えられる。また、例えば、企業結合会計基準に従って負ののれんを計上することについては、商法及び商法施行規則においてこれを禁止する明文の規定がないことから、公正な会計慣行を斟酌する（商法 33 条 2 項）ことにより、これを計上することが認められるものと考えられる。

(2) 平成 18 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度のうち、会社法施行期日以後の期間（会社法適用後期間）における取扱い

企業結合日又は事業分離日が会社法適用後期間となる企業結合又は事業分離等に係る会計処理については、企業結合会計基準及び事業分離等会計基準の適用前であるが、これらの会計基準を適用することは可能である。

なお、会社法適用後期間については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う（会社法第 431 条）とともに、会社法に関する法務省令に準拠することになる。

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。